

入札説明書

工事番号 第5—7—146号

工事名称 三春町アウトドア・アクティビティ拠点
施設新築工事

〒963-7796 福島県田村郡三春町字大町1番地の2 三春町役場
契約担当 財務課 管理契約グループ 電話 0247-62-2132
工事担当 企画政策課 企画政策グループ 電話 0247-62-1122

三春町アウトドア・アクティビティ拠点施設新築工事に係る入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、入札公告及び三春町アウトドア・アクティビティ拠点施設新築工事に係る条件付き一般競争入札実施要領に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札等の日程

入札等の手続	期間等 (年末年始土日祝日を除く。)	担当課／提出場所
設計図書等の閲覧及び貸出し	令和5年12月25日(月)から 令和6年1月24日(水)まで 午前9時から午後5時 (最終日は午後3時まで)	企画政策課 企画政策グループ
設計図書等に対する質問期間	令和5年12月25日(月)から 令和6年1月17日(水)まで 午前9時から午後5時 (最終日は午後3時まで)	企画政策課 企画政策グループ
上記質問への回答期限	令和6年1月22日(月)	
入札参加資格申請期間	令和5年12月26日(火)から 令和6年1月24日(水)まで (最終日は午後3時まで)	財務課管理契約グループ
入札参加資格確認結果通知発送	令和6年1月26日(金)	財務課管理契約グループ
入札	令和6年 2月 5日(月) 午前10時から 三春町役場2F 大会議室	財務課管理契約グループ

2 入札参加者の資格

- (1) 「三春町工事等の請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成22年三春町訓令第3号）に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格申請日（条件付き一般競争入札参加資格申請書の提出期限の日）から入札執行日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 公告で指定された期限までに提出書類を提出できない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

3 入札参加資格の確認等

本件入札の参加希望者は、次に示す提出書類を提出しなければならない。
この場合、必要な提出書類のいずれか一つでも添付がない場合は、入札参加資格がないものとする。

(1) 提出書類一覧

	提出書類	単体企業	共同企業体
1	条件付き一般競争入札参加資格確認申請書 (様式第1号、第2号)	○ (様式第1号)	○ (様式第2号)
2	特定建設工事共同企業体協定書 (様式第3号)の写し	—	○
3	建築一式工事特定建設業許可の写し	○	○ (企業体構成員全者)
4	施工実績調書(様式第4号)	○	○
5	配置予定技術者調書(様式第5号)	○	○
6	誓約書(様式第6号)	○	○
7	その他入札参加資格審査に必要な書類	施工実績契約書(写)技術者資格証(写) 等	

(2) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(3) 提出書類は、公告で指定された提出場所へ持参するものとし、郵送、ファクシミリ、電子メールによるものは受付しない。

(4) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 入札参加資格の確認のため、必要な資料の追加提出を求めることがある。

4 設計図書の閲覧及び貸出し

当該工事に係る設計図書について、次により閲覧及び貸出しを行う。

(1) 閲覧及び貸出しが可能な設計図書

①図面(仕様書含む)

②設計書

(2) 閲覧期間及び貸出し期間

令和5年12月25日(月)から令和6年1月24日(水)

午前9時から午後5時まで(年末年始土日祝日を除く。)

(最終日は午後3時まで)

(3) 閲覧の場所及び貸出しの場所

三春町役場(2階)企画政策課企画政策グループ

5 設計図書等に対する質問

設計図書及び本入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面（任意様式）により提出すること。

(1) 受付期間

令和5年12月25日（月）から令和6年1月17日（水）
午前9時から午後5時まで（最終日は午後3時まで）

(2) 提出場所

三春町役場（2階）企画政策課企画政策グループ

(3) 提出方法

書面は、持参、郵送（書留郵便に限る。）、FAX（FAX番号0247-61-1110）のいずれかにより提出すること。なお、FAXの場合は事前に電話連絡することとし、電子メールによるものは受け付けない。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年1月22日（月）までに、FAXにより回答する。

6 入札に関する条件

(1) 入札参加者はあらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。（委任状様式は任意とする。）

(2) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に関する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(3) 入札書の金額はアラビア数字で明確に表示し、頭初に¥の記号を付記すること。

(4) 入札書に記載する金額は消費税抜きの総額とする。

(5) 入札に際して入札書とともに入札内容書を提出するものとする。

(6) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 1の入札について同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

ウ 記名押印を欠く入札書又は入札内訳書

エ 金額を訂正した入札書

オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書

カ 明らかに不正によると認められる入札

キ 入札内訳書の全部又は一部が提出されていない入札

ク 他の工事の入札内訳書が提出された入札

- ケ 入札内訳書の全部が白紙である入札
 - コ 入札書と入札内訳書の金額が異なる入札
 - サ 他の入札参加者が作成した入札内訳書の全部又は一部を使用していると認められる入札内訳書
 - シ 総額の記載のみで内訳の記載が全くない入札内訳書
 - ス 記載すべき事項（発注者名、工事名又は提出者名）に誤りがある入札内訳書
 - セ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札をした者は入札後、現場の状況、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることが出来ない。
- (8) 入札は原則2回までとし、不落の場合は不調とする。
- (9) 保証契約に基づいて前払金を支払う。請求限度額は請負代金額の10分の45とする。
- (10) 保証契約に基づいて中間前払い金を支払う。請求限度額は請負代金額の10分の2とする。
- (11) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。
- (12) 入札書、内訳書、入札用封筒は任意様式とするが、工事番号と工事名称はいずれにも必ず記載する。
- (13) 三春町競争入札心得(平成26年三春町告示第25号)を確認すること。

7 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取止めることがある。
- (2) 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合、その他やむを得ない事由が発生したときは、入札を延期、中止又は取止めることがある。

8 契約締結に関する事項

本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年三春町条例第13号)第2条の規定に基づき、三春町議会の議決を得たときに成立するものとする。

なお、否決された場合には、契約締結が成立しないものとし、このことにより落札者に損害が生じた場合において、町は一切賠償しない。